

国住指第461号
平成23年5月27日

各都道府県
建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築基準法第85条第5項に規定する仮設建築物について

被災した工場が再建されるまでの間当該従前の工場に替えて必要となる仮設工場、復興需要に応じるため一時的に必要となる仮設工場、これらに付随して必要となる仮設倉庫など、使用期間が短く、撤去されることが明確な仮設建築物については、建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第5項に規定する「仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物」に該当すると解されるので適切に取り扱われたい。

貴職におかれては、貴都道府県内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いします。

なお、国土交通大臣又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。